

長野県環境審議会（H25.4.16）における意見等の要旨

項目	意見等
<p>水資源保全地域の指定に関する事項 （区域設定の考え方）</p>	<p>○地下水の場合、公共の用に供する水源に係る取水地点から一定の距離の範囲として、一律に距離を決めてしまうことが果たしてよいのか非常に疑問である。</p> <p>○地下水は、流動しており、通常、井戸から取水行為があった場合には、下流側より上流側の方に影響が及ぶので、学術的な検討も必要である。</p> <p>○地形、地層の傾斜なども含めて検討していただくことになると思う。</p>
<p>水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項</p>	<p>○適正な土地利用を行うこと、調和した土地利用を行うことなどは、人によって判断の基準がまちまちであると思うので、どのくらいのレベルになれば規制をするといった基準も必要になってくるのではないかと感じた。</p>
<p>基本指針策定のスケジュール</p>	<p>○答申までのスケジュールが非常に厳しいが、是非とも、このスケジュールに沿ってスピーディーに対応してほしい。</p>
<p>その他</p>	<p>○条例を周知するに当たり、この条例があれば水資源の保全について全く問題がないのではなく、この条例は、様々な法令、制度等により水資源が保全されている中の1つであるというような絵があれば、受け入れられ易いのではないかと思う。</p> <p>○水資源保全地域の指定について、市町村からも反応が出ているようであるが、このことは、水資源を保全するための第一歩が始まったに過ぎず、今後、様々な項目について検討が必要であると思う。</p> <p>○条例とは直接関係ないが、水資源の保全の実効性を担保するためには、公有林化する財源についても検討したらよいと思う。</p> <p>○制度を作って運用するためには、財源が必要であり、その財源をどうするか検討することは、非常に重要なことである。</p> <p>○これまでの積み残した課題も基本指針の策定の際、整理ができればよいと思う。</p> <p>○良好な水資源を保全するためには、森林の管理が非常に大切であり、水源林として最良の状態を保つためには、どのように管理をすればよいかについても検討してほしい。</p>